

福岡県公報

平成三十一年三月一日
第四千七十二号
増刊
③

目次

規則(第三号)

○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(国際政策課) ……………一

選挙管理委員会

○政治団体の設立届

(市町村支援課) ……………一

○政治団体の届出事項の異動届

(市町村支援課) ……………三

○政治団体の解散届

(市町村支援課) ……………五

○資金管理団体の指定届

(市町村支援課) ……………五

○資金管理団体の届出事項の異動届

(市町村支援課) ……………六

○資金管理団体の指定取消届

(市町村支援課) ……………六

○政治団体の設立届

(市町村支援課) ……………七

○政治団体の届出事項の異動届

(市町村支援課) ……………八

○政治団体の解散届

(市町村支援課) ……………九

○資金管理団体の指定届

(市町村支援課) ……………九

○資金管理団体の届出事項の異動届

(市町村支援課) ……………十

○資金管理団体の指定取消届

(市町村支援課) ……………十

人事委員会

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………十

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一二

規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年福岡県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表一の項口中「市の長」を「市町の長」に改める。

附則

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 政党の支部

(イ) 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体 の名称	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務 所の所在地 (第一号)	公職の種類 村等の区域を 単位として設 けられる支部	届出年月日
立憲民主党 福岡県第6 区総支部	音成 龍司	徳廣 聡美	福岡県久留 米市中央町 三八一七	一以上の市町	

○ 三〇、一一、七

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋武政道後援会	秋武 政道	松永 浩一	福岡県北九州市門司区白野江二	三〇、一一、一三 一一、二二、二五
鯉坂省治後援会	鯉坂 省治	山本 雄治	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山三	三〇、一一、一二 〇六三―一三八
石橋里美後援会	石橋 里美	大島 一義	福岡県朝倉郡筑前町山隈一五七	三〇、一一、一五 四―三七
宇田川亮後援会	宇田川 亮	亀井 滋	福岡県鞍手郡鞍手町中山三二六	三〇、一一、一二 九―一六
内田ただし後援会	内田 直志	内田 順子	福岡県京都郡みやこ町犀川帆柱	三〇、一一、一四 一四七二
梅ざわやすのり後援会	梅澤 恭徳	梅澤亜也加	福岡県中間市深坂二―一五―五	三〇、一一、二二
笑顔と希望の北九州市をつくる会	棚次 奎介	原田 祥博	福岡県北九州市小倉北区下到津	三〇、一一、二七 五―一―三五
おおつか進弘後援会	大塚 進弘	吉田 祐司	福岡県直方市上頓野一九四八―	三〇、一一、一五 四
おだ勝彦後援会	津田 政敏	小田久美子	福岡県京都郡みやこ町勝山黒田	三〇、一一、二九 二五〇―一一
笠松守後援会	笠松 守	笠松 守	福岡県糟屋郡志免町王子三―一	三〇、一一、一七 四―二
かねこかよと飯塚市をよくするネットワ	金子 加代	高倉 安子	福岡県飯塚市相田一八一―五四	三〇、一一、二七
かわね節生後援会	川根 節生	川根千賀子	福岡県田川郡川崎町大字安真木	三〇、一一、二九

きたがわ敏幸後援会	北川 敏幸	北川 敏幸	福岡県遠賀郡岡垣町手野一〇七	三〇、一一、二二 六一二
くらなり敦後援会	内藏成 敦	青見 健志	福岡県直方市神正町五一〇	三〇、一一、三〇
桑鶴和則後援会	桑鶴 和則	高瀬 祥史	福岡県北九州市若松区高須南一	三〇、一一、一五 一一三―二〇
西藤のり子後援会	西藤 典子	松本 秀樹	福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧一	三〇、一一、一二 四六一―一七
境きみお後援会	境 公雄	原山 裕道	福岡県三潞郡大木町大字横溝二	三〇、一一、二六 九七六一―
坂口政義後援会	田中 讓二	坂本 竹弘	福岡県嘉麻市下白井一〇八六一	三〇、一一、一七 三
坂平せいじ後援会	松田 秀子	池田 雅典	福岡県飯塚市南尾六一	三〇、一一、一八
たかにし正人後援会	高西 正人	高西 大輔	福岡県築上郡上毛町大字吉岡六	三〇、一一、一二 一
田崎みゆり後援会	武末 孝信	平元 博子	福岡県田川郡福智町上野四七五	三〇、一一、一七 一二
たつだ礼司後援会	立田 礼司	立田 美耶	福岡県久留米市中央町一―一	三〇、一一、一八 ザ・ライオンズ久留米ウエリス タワー二七〇九号
寺原ひろあき後援会	寺原 裕明	本田 龍二	福岡県朝倉郡筑前町東小田三三四	三〇、一一、二二 七一―一
出利葉義孝後援会	出利葉義孝	出利葉義孝	福岡県遠賀郡水巻町樋口東一―	三〇、一一、二〇 一一
豊田かずもと後援会	豊田 一元	豊田 正成	福岡県嘉麻市嘉穂才田一七五四	三〇、一一、一六 一一
中村晶代後援会	中村 晶代	中村 善己	福岡県福津市宮司浜三―八一―三	三〇、一一、一五
中村あきよ後援会	中村 晶代	谷口しおり	福岡県福津市宮司浜三―八一―三	三〇、一一、一七

なるせさんといっし 坂根 穂美 山崎真由美 福岡県福岡市南区玉川町二二一 三〇、一一、一
 よ(成瀬えみ後援会) 三 川上ビル二〇一

野口美恵子後援会 野口美恵子 野口 俊策 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧二 三〇、一一、二九
 三三三三七四

野尻ひさよしと福岡 野尻 尚義 野尻久巳代 福岡県福岡市西区徳永北三一二 三〇、一一、一二
 を元気にする会 一一四〇一号室

ひろせ早美後援会 廣瀬 早美 廣瀬 正子 福岡県鞍手郡小竹町大字新多一 三〇、一一、一二
 三八一番地本町三四六号

ひろせ正子後援会 廣瀬 正子 廣瀬 早美 福岡県鞍手郡小竹町大字新多一 三〇、一一、一六
 三八一番地本町三四六号

村田明子後援会 村田 明子 許斐 久美 福岡県直方市大字植木三七三 三〇、一一、二〇

森下博輝後援会 広末 愛 森下 照美 福岡県田川郡糸田町二三八四一 三〇、一一、二〇

福岡県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による政治団
 体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次
 とおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

国民民主党 福岡県第8区総支部	吉村 敏男	会計責任者の氏名	吉村 敏男	澄田 和昭	三〇、六、一
-----------------	-------	----------	-------	-------	--------

国民民主党 福岡県第4区総支部	上野 崇之	代表者の氏名	上野 崇之	田辺 一城	三〇、一一、一二
		会計責任者の氏名	上野 崇之	田邊 一城	

自由民主党 本郷 讓 代表者の氏名 本郷 讓 甲斐総治郎 三〇、七、一
 福岡県ときわ 分会支部

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
---------	--------	------	---	---	-------

麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)	宮嶋 正夫	代表者の氏名	宮嶋 正夫	有吉 威	三〇、一一、八
----------------------	-------	--------	-------	------	---------

有永義正後援会	赤松 正吉	会計責任者の氏名	有永かよ子	有永 義正	三〇、一〇、二三
---------	-------	----------	-------	-------	----------

石井英俊政治研究所	石井 英俊	政治団体の名称	石井英俊政治研究所	石井ひでとし後援会	三〇、四、一
		会計責任者の氏名	石井 陽子	井野口武志	

井上澄和後援会	長濱 智基	代表者の氏名	長濱 智基	衛藤 嘉明	三〇、一一、一
		会計責任者の氏名	井上美貴子	衛藤 嘉明	

今福かつよし後援会	今福 三雪	代表者の氏名	今福 三雪	今福 勝義	三〇、三、八
-----------	-------	--------	-------	-------	--------

えとう秀之後援会	江藤 秀之	主たる事務所所在地	福岡県飯塚市若菜二六一一八	福岡県飯塚市花瀬八三一	三〇、一一、二六
----------	-------	-----------	---------------	-------------	----------

古賀ともふみ後援会	古賀 知文	会計責任者の氏名	古賀 郁子	牟田 実男	三〇、一一、一二
-----------	-------	----------	-------	-------	----------

ごんどう英樹後援会	権藤 英樹	主たる事務所所在地	福岡県福岡市早良区西新四一四一二二 吉浦ビル二F	福岡県福岡市早良区百道浜四一三一一 ネクサス百道レジデンスシャルタワー七〇八号室	三〇、一一、一
-----------	-------	-----------	--------------------------	------------------------------------------	---------

柴田こうじ後援会 柴田 広辞 主たる事務所 福岡県中間市朝霧一―二―一七 福岡県中間市上蓮花寺一―二―一A―六室 三〇、一一、一

秀峰会 林田 俊一 主たる事務所 福岡県飯塚市若菜二六―一―八 福岡県飯塚市花瀬八三―一 三〇、一一、二六

春陽会 森山 洋治 会計責任者の氏名 井上美貴子 衛藤 嘉明 三〇、一一、一

清和会 森山 洋治 代表者の氏名 森山 洋治 衛藤 嘉明 三〇、一一、一

世利よしみ後援会 世利 武身 会計責任者の氏名 太田 幸信 針尾 要 三〇、一一、一

富永よしゆき後援会 富永 芳行 主たる事務所 福岡県糟屋郡篠栗町乙犬六七八―一 福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬一〇二九―三―ホ ウシュウコーポ篠栗九番館三〇二号室 三〇、一一、三〇

日本第一党福岡県本部 高瀬 祥史 主たる事務所 福岡県福岡市西区野方五―一―六四―一―四―二―ヒ ルズ野方Ⅱ―A高瀬方 福岡県福岡市博多区浦田二―三―八―四 尾崎方 三〇、一一、五

会計責任者の氏名 桑鶴 和則 伊藤 瑞穂

直方創生会議 壬生 隆明 主たる事務所 福岡県直方市古町一―一七 福岡県直方市津田町一―二―河内ビル2F 三〇、一一、二二

ひきり雄二後援会 肥喜里雄二 主たる事務所 福岡県京都郡みやこ町豊津二―八二―一 福岡県京都郡みやこ町豊津二―七六―一―一 三〇、一一、一

会計責任者の氏名 肥喜里香織 山口 豊幸

平山光子後援会 平山 光子 主たる事務所 福岡県大牟田市倉永一六五一 福岡県大牟田市原山町一―一五 三〇、一一、一

福井たかお後援会 福井 崇郎 主たる事務所 福岡県福津市津屋崎一―二七―一五 福岡県福津市大石二二六 三〇、一一、六

福岡県商工政治連盟粕屋郡篠栗町支部 城戸 宏治 会計責任者の氏名 高野 一彦 外園 晃 三〇、六、一

福岡県商工政治連盟那珂川市支部 谷源 芳彦 代表者の氏名 谷源 芳彦 藤尾 幸博 三〇、五、一三

福岡県商工政治連盟みやま支部 熊川 博基 会計責任者の氏名 松田 耕志 松尾 秀輝 三〇、五、二五

豊志会 井上 雅之 主たる事務所 福岡県飯塚市若菜二六―一―八 福岡県飯塚市花瀬八三―一 三〇、一一、二六

松嶋盛人後援会 梶山 忠男 代表者の氏名 梶山 忠男 松嶋 盛人 三〇、一〇、六

松のぶ洋一後援会 江頭 實好 主たる事務所 福岡県久留米市城島町檜津一三〇―一 福岡県久留米市合川町一―三三七 三〇、一一、九

森上しんぺい後援会 森上 晋平 主たる事務所 福岡県福津市福岡南三―一―三 福岡県中間市長津一―二四―一 三〇、四、一

森田としふみ後援会 森田 俊文 政治団体の名 森田としふみ後援会 もりた俊文後援会 三〇、一一、一二

森山こうじ後援会 森山 浩二 政治団体の名 森山こうじ後援会 もりやま浩二後援会 三〇、一一、二〇

称	会計責任者の氏名	称	政治団体の名称	やひろ一男後援会	やひろかずお後援会	解散年月日
援会	森山 浩二	中村純一郎	やひろ一男後援会	やひろかずお後援会	三〇、一一、一九	
渡辺美穂後援会	大藪 善治	主たる事務所の所在地	福岡県太宰府市 五条二一〇一	福岡県太宰府市 五条三三四一	三〇、一一、一	
			三四	八		

福岡県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
今福かつよし後援会	今福 三雪	三〇、三、八
新政経研究会	渡辺 一	二九、一一、三〇
そぎ俊昭後援会	彼杵 俊昭	三〇、一一、一〇
築上町の未来を築く会	北代 恵	三〇、一〇、三〇
出利葉義孝後援会（設立届出年月日 二三、一、一三）	出利葉義孝	三〇、一一、二〇
島山めぐみと政治を希望につなぐ会	島山 恵美	三〇、一〇、三一
原中まさひろ後援会	原中 政廣	三〇、一一、一四
ひろせ早美後援会	廣瀬 早美	三〇、一一、一五
山本みつぐ後援会	山本 貢	三〇、一一、四
脇田義政後援会	美山 武士	三〇、一一、七

福岡県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
秋武 政道	北九州市議会議員	秋武政道後援会	福岡県北九州市門司区白野江二一	三〇、一一、一二
石橋 里美	筑前町議会議員	石橋里美後援会	福岡県朝倉郡筑前町山隈一五七四一	三〇、一一、五
大塚 進弘	直方市長	おおつか進弘後援会	福岡県直方市上頓野一九四八一四	三〇、一一、一三
金子 加代	飯塚市議会議員	かねこかよと飯塚市をよくするネットワーク	福岡県飯塚市相田一八一一五四	三〇、一一、二三
坂根 穂美	福岡市議会議員	なるせさんといつしよ（成瀬えみ後援会）	福岡県福岡市南区玉川町二二一三	三〇、一〇、二八
立田 礼司	久留米市議会議員	たつだ礼司後援会	福岡県久留米市中央町一一ザ・ライオンズ久留米ウェリスタワー二七〇九号	三〇、一一、八
中村 晶代	福津市議会議員	中村晶代後援会	福岡県福津市宮司浜三一八一三	三〇、一一、五
野口美恵子	鞍手町議会議員	野口美恵子後援会	福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧二三三三	三〇、一一、二五

野尻 尚義 福岡市議会 野尻ひさよしと 福岡県福岡市西区徳永北三二二一 三〇、一一、九
 議員 福岡を元気にす 四〇一号室
 る会

福岡県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
------------------	-----------	------	---	---	-------

江藤 秀之	えとう秀之後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県飯塚市若菜二六一一八	福岡県飯塚市花瀬八三一	三〇、一一、二六
-------	----------	----------------	---------------	-------------	----------

権藤 英樹	ごんどう英樹後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県福岡市早良区西新四一四	福岡県福岡市早良区百道浜四一	三〇、一一、一
-------	-----------	----------------	----------------	----------------	---------

一 二二 吉浦ビル二F
 三一一 ネクサス百道レジデンスシャルタワー
 七〇八号室

柴田 広辞	柴田こうじ後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県中間市朝霧一―二―一七	福岡県中間市上蓮花寺一―二―一	三〇、一一、一
-------	----------	----------------	----------------	-----------------	---------

一 A―六室

富永 芳行	富永よしゆき後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県糟屋郡篠栗町乙大六七八	福岡県糟屋郡篠栗町大字乙大	三〇、一一、三〇
-------	-----------	----------------	----------------	---------------	----------

一 〇二九―三 ホウシュウコーポ

篠栗九番館三〇二号室

平山 光子	平山光子後援会	主たる事務所 の所在地	福岡県大牟田市倉永一六五一	福岡県大牟田市原山町一―五	三〇、一一、一
-------	---------	----------------	---------------	---------------	---------

壬生 隆明 直方創生会議 主たる事務所
の所在地 福岡県直方市古町一―七 福岡県直方市津田町一―二 河内ビル二F 三〇、一一、二二

森上 晋平 森上しんぺい後援会 公職の種類
の所在地 福岡市議会議員 久留米市議会議員 三〇、四、一

森田 俊文 森田としふみ後援会 政治団体の名称
の所在地 福岡県太宰府市 福岡県太宰府市 三〇、一一、二二

渡辺 美穂 ほとるの会 主たる事務所
の所在地 福岡県太宰府市 福岡県太宰府市 三〇、一一、一

三 三三 津一―二四―一

福岡県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
-----------------	-----------	-------

石井 英俊	石井ひでとし後援会	三〇、三、三一
-------	-----------	---------

島山 恵美	島山めぐみと政治を希望につなぐ会	三〇、一〇、三一
-------	------------------	----------

松嶋 盛人	松嶋盛人後援会	三〇、一〇、六
-------	---------	---------

渡辺 一	新政経研究会	二九、一一、三〇
------	--------	----------

資金管理団体の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
-----------------	-----------	-----------------

今福 三雪 今福かつよし後援会 三〇、三、八

福岡県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 の氏名	代表者 の氏名	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いとうよしと後援会	吉村 嘉人	伊藤 秀雄	福岡県福岡市南区皿山二一六一	三〇、一二、四 三二
おざわ一夫後援会	男澤 一夫	森 政光	福岡県糟屋郡須恵町大字旅石七	三〇、一二、一四 二一五三
かとう正二後援会	加藤 正二	加藤 美代	福岡県朝倉市長田五四六一一四	三〇、一二、一二
川地けいすけ後援会	川地 啓輔	川地 真静	福岡県遠賀郡岡垣町東高陽二一	三〇、一二、六 二一一一
かんざき宣昭後援会	神崎 宣昭	神崎 宣昭	福岡県遠賀郡岡垣町公園通り一	三〇、一二、二二 一五一一〇
きたとみ敬三後援会	瀧本 信一	北富 龍一	福岡県嘉麻市山野六四三	三〇、一二、六
きたはら辰江後援会	北原 辰江	北原 辰江	福岡県筑後市大字蔵敷三〇〇一	三〇、一二、三
木村てつあき後援会	木村 哲晃	木村 久生	福岡県宗像市くりえいと一三	三〇、一二、三 一一
熊本まさひろ後援会	熊本 正博	熊本みどり	福岡県朝倉市甘木一九二二一五	三〇、一二、一八

五島雄一郎後援会 五島雄一郎 五島雄一郎 福岡県福岡市西区西都二一一 三〇、一二、一八
一一二〇六

刷新の会 梶谷 登 中川 康文 福岡県北九州市門司区白野江二 三〇、一二、二〇
一一二二五

下澤竜二後援会 下澤 竜二 河野 拓馬 福岡県福岡市中央区平尾二一二 三〇、一二、一七
一八 コーポ黒木一〇五

城けんじ後援会 城 健二 城 香奈江 福岡県筑紫野市吉木一六四四一 三〇、一二、一七
一六

じょうご徳太郎後援会 城後徳太郎 武田今日子 福岡県大牟田市通町二一一二 三〇、一二、四

末次しんいち後援会 末次 眞一 末次佳代子 福岡県久留米市城島町四郎丸三 三〇、一二、三
七六一一八

高橋しんご福岡県後援会 有吉 誠 首藤 俊介 福岡県福岡市中央区大名一一一 三〇、一二、一九
二一四三 福岡県歯科医師会館 内

たちばなぞのまさゆき後援会 橘園 正之 橘園 正之 福岡県福岡市西区今宿三一一 三〇、一二、四
五二

田中たけはる後援会 田中 武春 田中 良一 福岡県飯塚市太郎丸九〇七一二 三〇、一二、五

筑前芦屋会 久野 芳幸 本田 直行 福岡県遠賀郡芦屋町幸町八一A 三〇、一二、二五
一三三

日本共産党藤原宏行後援会 加治 隆一 河野 増子 福岡県田川郡川崎町大字川崎一 三〇、一二、五
二二一一〇

長谷川みわこ後援会 長谷川美和 上口 浩 福岡県田川郡福智町市場三九七 三〇、一二、二八
一

馬場高志後援会 馬場 高志 ババジャニ 福岡県三潞郡大木町上白垣七五 三〇、一二、二七
九一二

原田まさみつ後援会 原田 真光 原田 和美 福岡県大野城市南ヶ丘七一五 三〇、一二、一二
一四 原田方

藤本のりやす後援会 藤本 倫康 藤本 麗華 福岡県鞍手郡鞍手町中山二四四 三〇、一二、一四
六―二五―一

二又隆幸後援会 二又 隆幸 二又 由起 福岡県朝倉郡筑前町依井三六二 三〇、一二、二八
―

まずぞえ博孝後援会 舛添 博孝 舛添 矩由 福岡県遠賀郡遠賀町若松二三七 三〇、一二、一九
〇 舛添方

まとの信之後援会 的野 信之 的野 千里 福岡県鞍手郡鞍手町大字新延二 三〇、一二、二五
五二四―一八

みはる会 徳永 健一 藤原 寛 福岡県朝倉市堤一六四〇―一 三〇、一二、六
パトリアB棟一〇二

横尾政則後援会 横尾 政則 横尾 文 福岡県小郡市三沢四三二五―一 三〇、一二、二五
四二

吉田健一朗後援会 吉田健一朗 吉田 聖一 福岡県古賀市中央一六四〇 三〇、一二、一九
―一〇―一

福岡県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党 福岡県第6区総支部	中村 誠治	会計責任者の氏名	廣瀬 勝栄	古賀 敏久	三〇、四、二〇
自由民主党 福岡県郵政	古賀 秀策	主たる事務所所在地	福岡県太宰府市五 条六一―八―四九	福岡県福岡市中央 区今川一―二六―一	三〇、一二、二五

政治連盟支部 代表者の氏名 古賀 秀策 小柳 克彦 三―
会計責任者の氏名 秋枝 克典 藤原 哲哉

自由民主党 福岡市博多区支部 南原 茂 代表者の氏名 南原 茂 井上 博行 三〇、一二、七
会計責任者の氏名 井上 博行 鬼塚 昌宏

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

あなたと市政をつくる会 唐崎 裕治 主たる事務所所在地 福岡県宗像市土 穴四―一七―一 熊二―三―三〇 三〇、五、一
会計責任者の氏名 吉積 明子 片山 泰都 三〇、一二、四

永島守後援会 渡辺 彰宏 代表者の氏名 渡辺 彰宏 今村 謙治 三〇、一二、一

江頭祥一後援会 馬郡 良英 主たる事務所所在地 福岡県嘉麻市大 隈町三四〇―一 隈町一―一八―三 三〇、一二、一〇

久留米一新の会 宮原 信孝 主たる事務所所在地 福岡県久留米市 梅満町五六三 福岡県久留米市 山本町一三八七 三〇、一二、二二

ごとうかおり後援会 後藤 香織 主たる事務所所在地 福岡県福岡市早 良区原三一―一七 一三八 五十三 一―四 パティ 万石ビル2F 才室見二〇五 福岡県福岡市早 良区南庄一―一六 三〇、一二、二六

堤田寛後援会 平田 泰彦 主たる事務所所在地 福岡県福岡市中 央区舞鶴二―二 一―二六 友栄ビ ル二〇三 福岡県福岡市中 央区舞鶴二―一八 一―三三 三〇、一二、二二

福岡県商工政 藤本 芳博 代表者の氏名 藤本 芳博 三輪 朋之 三〇、六、一
 治連盟古賀市 会計責任者の 藤井 博文 藤本 芳博
 支部 氏名

福岡県商工政 山脇 清 会計責任者の 永島 和昭 西島 賢一 三〇、四、一
 治連盟福津市 支部 氏名

福岡県農政連 栗田 廣行 主たる事務所 福岡県北九州市 三〇、九、一八
 北九州支部 八幡西区金剛二 八幡西区穴生一
 一三―三(北九 一八―二(北九
 州農業協同組合 州農業協同組合
 本店内)

福岡県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治
 団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
国民民主党福岡県志免町支部	小池 邦弘	三〇、一二、一〇

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
姉川さつき後援会	姉川さつき	三〇、一二、二二
因たつみ後援会	因 辰美	三〇、一二、二七
おだ忍後援会	小田 忍	三〇、一二、二二
からさき裕治後援会	唐崎 裕治	三〇、一二、六

笹山良孝後援会 笹山 良孝 三〇、一一、三〇
 高橋徹郎を応援する会 高橋 徹郎 三〇、一一、一

谷川りゅうじ後援会 谷川 龍児 三〇、一二、二四
 西原親後援会 西原 親 三〇、一〇、三一

平田しようき後援会 平田 勝則 三〇、一一、三〇
 藤本利彦後援会 藤本 利彦 三〇、一二、二二
 よしき清文後援会 吉木 清文 三〇、一二、一〇

福岡県選挙管理委員会告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定による資金
 管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を
 次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
加藤 正二	朝倉市議会議員	かとう正二後援会	福岡県朝倉市長田五四六一―一四	三〇、一二、六
北原 辰江	筑後市議会議員	きたはら辰江後援会	福岡県筑後市大字蔵敷三〇〇―三	三〇、一二、三
熊本 正博	朝倉市議会議員	熊本まさひろ後援会	福岡県朝倉市甘木一九二―一五	三〇、一二、一八
城後徳太郎	大牟田市議会議員	じょうご徳太郎後援会	福岡県大牟田市通町二―一―一二	三〇、一二、四

田中 武春 飯塚市議会 田中たけはる後 福岡県飯塚市太郎丸九〇七―二 三〇、二二、三
議員 援会

原田 真光 大野城市議 原田まさみつ後 福岡県大野城市南ヶ丘七―一五― 三〇、二二、二二
会議員 援会 二四 原田方

久野 芳幸 芦屋町議会 筑前芦屋会 福岡県遠賀郡芦屋町幸町八―A― 三〇、二二、二五
議員 三三

藤本 倫康 福岡県議会 藤本のりやす後 福岡県鞍手郡鞍手町中山二四四六 三〇、二二、二〇
議員 援会 一一二五

二又 隆幸 福岡県議会 二又隆幸後援会 福岡県朝倉郡筑前町依井三六二― 三〇、二二、二八
議員 一

舩添 博孝 遠賀町議会 ますぞえ博孝後 福岡県遠賀郡遠賀町若松二三七〇 三〇、二二、一九
議員 援会 舩添方

吉村 嘉人 福岡市議会 いとうよしと後 福岡県福岡市南区皿山二一六一―三 三〇、二二、三
議員 援会 二

福岡県選挙管理委員会告示第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出を 資金管理団体の 異動事項 新 旧 異動年月日
した者の氏名 名称

後藤 香織 ごとうかおり後 主たる事務所 福岡県福岡市早良区南庄一―六 三〇、一一、二六
援会 の所在地 良区原三一―七 良区南庄一―六

一三八 五十三 一四 パティ
萬石ビル2F 才室見二〇五

高橋 徹郎 高橋徹郎を応援 公職の種類 糸島市長 市議 三〇、一、二二
する会

野尻 尚義 野尻ひさよしと 公職の種類 福岡県議会議員 福岡市議会議員 三〇、一一、六
福岡を元気にす
る会

福岡県選挙管理委員会告示第四十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 資金管理団体の名称 取消年月日
をした者の氏名

唐崎 裕治 からさき裕治後援会 三〇、一一、六

笹山 良孝 笹山良孝後援会 三〇、一一、三〇

高橋 徹郎 高橋徹郎を応援する会 三〇、一一、一

轟 照隆 とどろき照隆後援会 三〇、一一、二〇

西原 親 西原親後援会 三〇、一〇、三二

藤本 利彦 藤本利彦後援会 三〇、一一、二二

人事委員会

福岡県警察職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	日額 560円
2 1に掲げる作業（犯罪の予防を除く。）に付随して行われる通訳の作業	日額 560円

を

1 私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業	日額 560円
2 1に掲げる作業（犯罪の予防を除く。）に付随して行われる通訳の作業	日額 560円

に

暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所に対する張り付け警戒の作業	1 暴力団から危害を被るおそれのある者に対する張り付け警戒の作業	日額 820円
	2 暴力団から危害を被るおそれのある者に対する張り付け警戒の作業	日額 560円
	3 暴力団から危害を被るおそれのある者に対する流動警戒の作業	日額 560円
	4 銃器、爆発物その他人事委員会が認めるもの（以下「銃器等」という。）（銃器等と思料されるものを含む。）を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯罪現場の直近において行う犯人説得の作業	日額 1640円

を

5 銃器等を使用した犯人又は銃器等（銃器等と思料されるものを含む。）を所持している犯人の逮捕の作業	日額 1,100円
6 4に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	
7 5に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円

暴力団犯罪罪対策及び凶器犯罪捜査（銃器等以外の凶器に関する犯罪捜査にあっては、当該凶器が使用されている犯罪現場における犯罪捜査に限る。）の作業	1 暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所に対する張り付け警戒の作業	日額 820円
	2 暴力団から危害を受けるおそれのある者に対する張り付け警戒の作業	日額 560円
	3 暴力団から危害を受けるおそれのある者に対する流動警戒の作業	日額 560円
	4 銃器、爆発物その他人事委員会が認めるもの（以下「銃器等」という。）（銃器等と思料されるものを含む。）を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業又は人質立てこもり事件における人質救出若しくは当該犯罪現場の直近において行う犯人説得の作業	日額 1640円
	5 銃器等を使用した犯人又は銃器等（銃器等と思料されるものを含む。）を所持している犯人の逮捕の作業	
	6 次に掲げる凶器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業 (1) 刀剣類（刀剣類と思料	

に

を

されるものを含む。) (2) 刀剣類以外の刃物(刀剣類以外の刃物と史料されるものを含む。) (3) 銃棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具		日額 1,100円
7 4に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業		
8 5に掲げる作業に付随して行われる固定配置の作業	日額 820円	

同表の備考の1中「3月9日」を削り、同表の備考中10を11とし、9を10とし、8の次に次のように加える。

9 この表において「刀剣類」とは、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和38年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月一日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則

第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「際の考慮」を「ことができる限度時間等」に、同条第一項中「条例第九条第二項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務(条例第九条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下この条において同じ。)」に改め、同条第二項を第七項とし、第一項の

次に次の五項を加える。

2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、限度時間を超えない時間内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

3 前項の限度時間は、一箇月(月の初日から末日までをいう。以下この条において同じ。)について四十五時間及び一年について三百六十時間(労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十六条第一項の協定において、同条第二項第四号の時間として定めた時間)とする。

4 前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することを命ずることができる場合として人事委員会が別に定める場合(労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十六条第一項の協定において、同条第三項の限度時間を超えて勤務させることができる場合として定めたもの)に限り、限度時間を、一箇月について百時間未満及び一年について七百二十時間を超えない範囲で延長できることとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならぬ。

一 時間外勤務の時間が一箇月において四十五時間を超える月数が、一年において六箇月を超えないこと。

二 二箇月、三箇月、四箇月、五箇月及び六箇月のそれぞれの期間において、一箇月当たりの時間外勤務の時間の平均が八十時間を超えないこと。

5 任命権者は、大規模な災害への対応その他避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に、前二項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる(労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員については、同法第三十三条第一項の規定に基づき行政官庁の許可を受け又は届出をした場合に限る。)。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、時間外勤務を命じた事由、時間及び職員数その他必要な事項を人事委員会が別に定めるところにより人事委員会に届け出るとともに、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとする。

6 任命権者は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康

を確保するための適切な措置を講じなければならない。

第十二条第一項中「(昭和二十二年法律第四十九号)」を削る。

第二条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号へ中「粕屋新光園」を「こども療育センター新光園」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。